

(環境確保条例第118条の2)

土壌汚染情報公開台帳

整理番号	112-06-01	調製年月日・契機	令和6年10月1日			・ 第116条第1項
所在地	世田谷区駒沢五丁目5番5 (地番)			世田谷区駒沢5-1-10 (住居)		
訂正年月日・契機						
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	有限会社小林モータース			面積	0 m ² (汚染地)	179.48 m ² (調査)
汚染状況調査の方法に関する特記事項						
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容						
当該土地に第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)						
当該土地が第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨						
当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨						
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変 更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨						
備考						
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者	
	令和6年5月13日	鉛及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		ジオテック株式会社	
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			

[illegible]

土壌調査に関する資料

1. 概況調査の方法

- (1) 調査範囲: 小林モータースにおける土壌汚染調査
- (2) 調査機関: ジオテック株式会社 指定調査機関(2003-3-2067)
技術管理者(0000738号)
- (3) 試料採取日 土壌ガス調査 2024年2月8日
表層土壌調査 2024年2月8日、2024年3月29日
- (4) 分析機関: [REDACTED]
- (5) 分析期間: 土壌ガス 2024年2月8日(室内分析)
土壌 2024年2月8日～2月26日、2024年4月1日～4月10日
- (6) 調査対象物質
取扱物質: 鉛、ベンゼン
- (7) 調査方法

ベンゼン : 土壌ガス調査
鉛 : 表層土壌調査(溶出量・含有量)、ボーリング調査(含有量)

(8) 準拠資料

- ・『都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例(平成30年東京都条例第120号)』
- ・『都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成31年東京都規則第14号)』
- ・『東京都土壌汚染対策指針(平成31年東京都告示第394号)』
- ・『土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件(平成15年3月環境省告示第16号)』
- ・『土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月環境省告示第18号)』
- ・『土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月環境省告示第19号)』

土壌調査に関する資料

2. 調査区分図および調査地点

(1) 起点： :調査地の最北端とした



起点

(2) 区画設定および土壌汚染のおそれの区分:
起点を中心に右回りに

88.6 度格子線を回転させた。

敷地面積: 179.48 m²

ベンゼンの調査: 3区画

No.3区画: 統合39 m²

鉛の調査: 4区画

鉛の調査は当初、No.3区画を統合としたが、
分析結果、含有量が基準値を超えたことから、
後に、鉛については統合前No.4区画で
追加調査を行い、合計4区画として扱った。

(3) 区画設定および土壌汚染のおそれの区分:
土壌汚染のおそれの区分:

○取扱有・可能性有の物質:

→土壌汚染のおそれが多い土地

→10m区画で調査

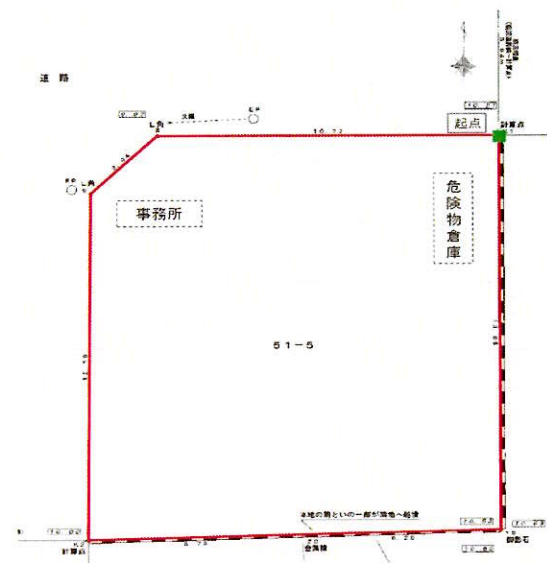
○取扱なし

→土壌汚染のおそれが少ない土地

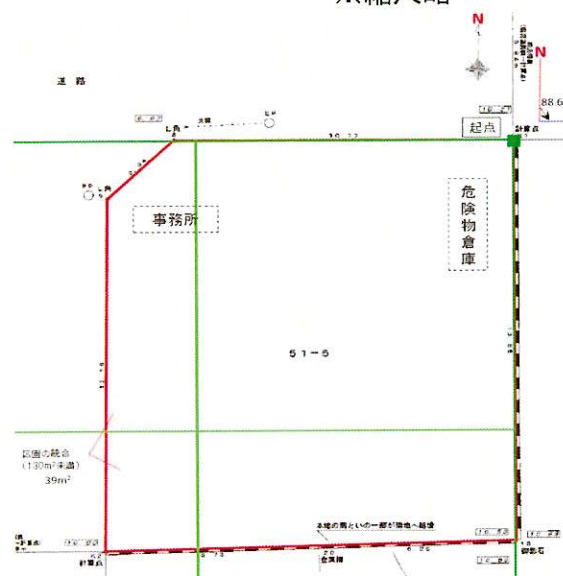
→30m区画で調査

おそれの区分と区画数: 下記のとおり

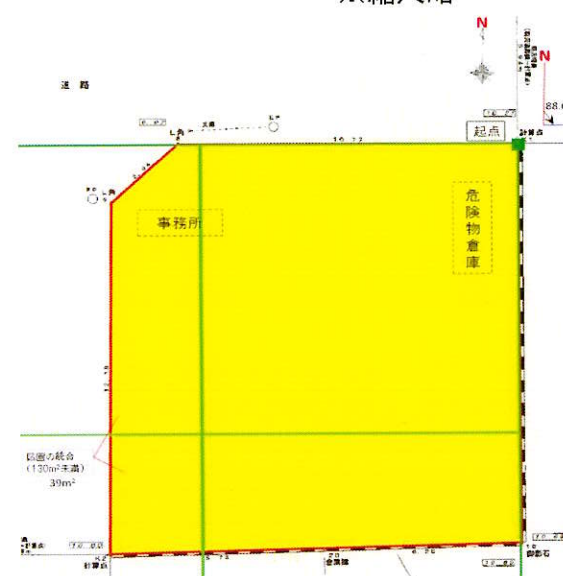
物質	第1種特定 有害物質	第2種特定 有害物質
全部対象 区分地	3区画	4区画
一部対象 区分地	0区画	0区画



※縮尺略



※縮尺略



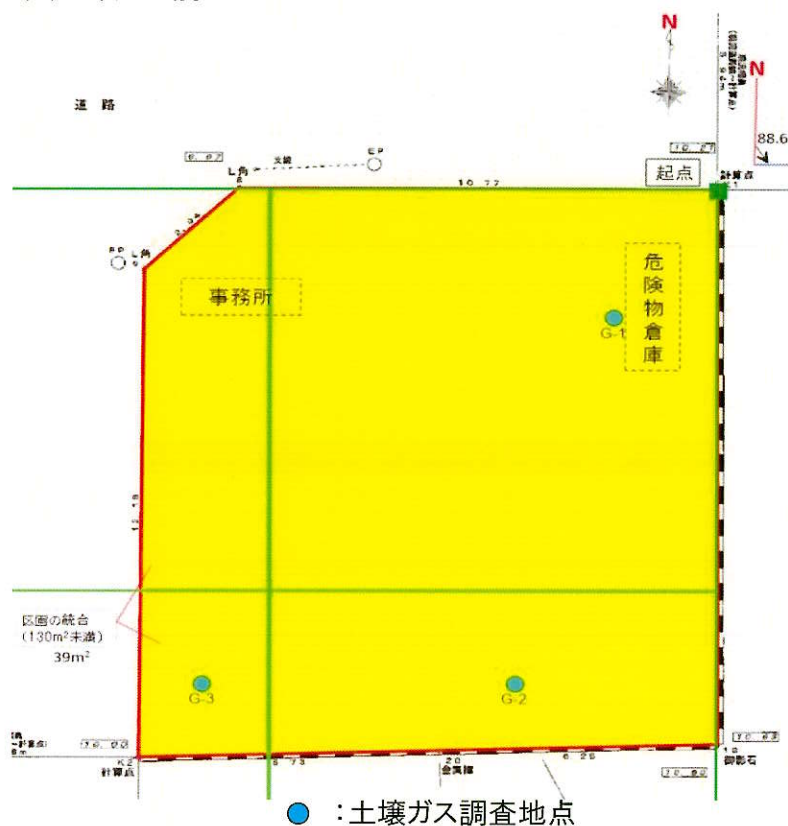
10m区画

※縮尺略

土壌調査に関する資料

(4) 調査地点

(A) 土壌ガス調査



対象区画:

3区画; G-1、G-2、G-3

調査地点の選定理由:

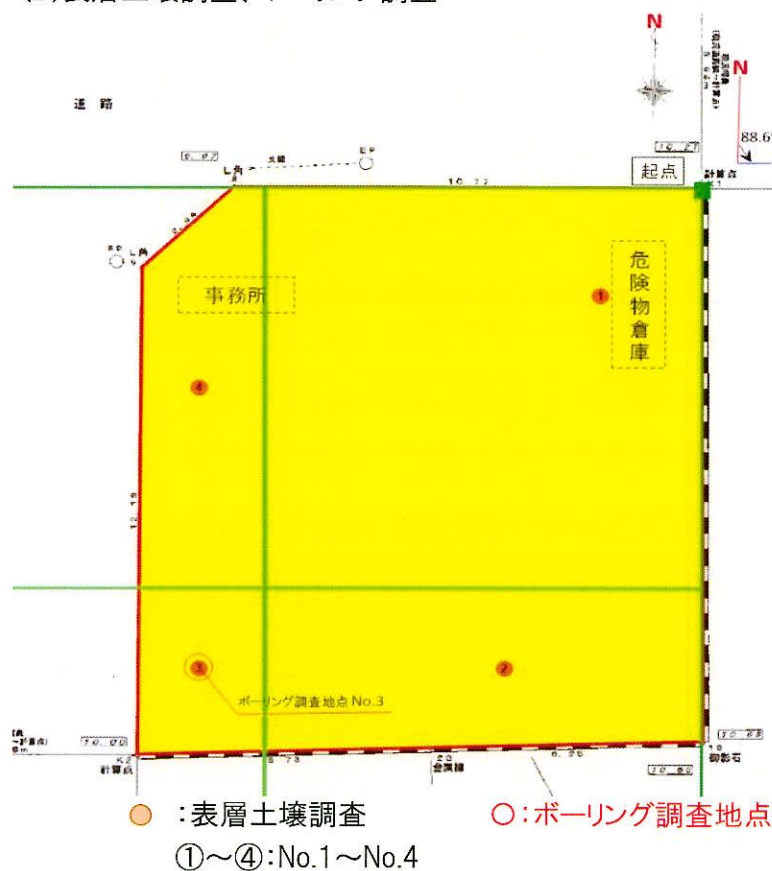
G-1: 危険物倉庫前

G-2: No.2区画中央

G-3: No.3区画中央

※縮尺略

(B) 表層土壌調査、ボーリング調査



対象区画:

4区画; No.1~No.4

調査地点の選定理由:

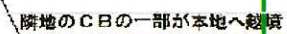
No.1: 危険物倉庫前

No.2: No.2区画中央

No.3: No.3区画中央

No.4: No.4区画中央

※縮尺略

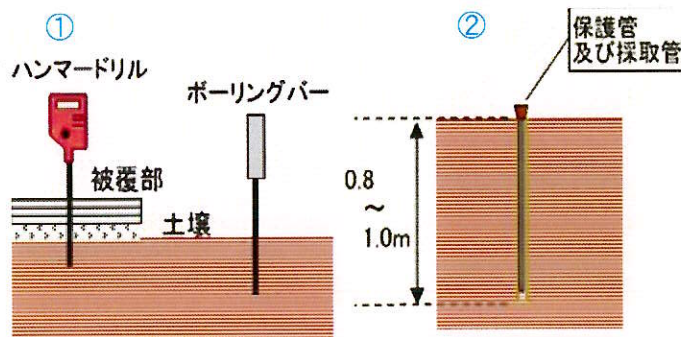


調査位置図

土壌調査に関する資料

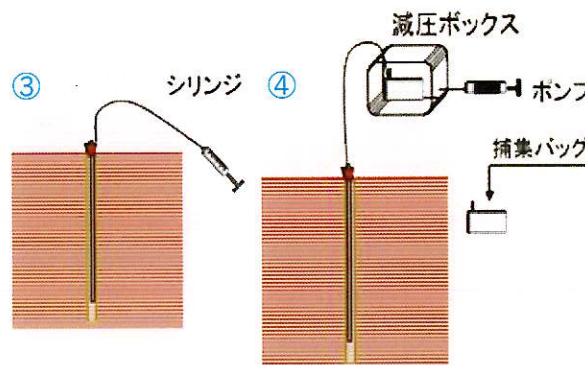
(9) 土壌ガス調査方法

①ボーリングバー等により直径約2cm、深さ約85cmを掘削し、採取孔を仕上げた。被覆部(コンクリート)はハンマードリルで削孔した。



②採取孔に保護管及び採取管を挿入する。採取管の上端側に栓をし、外気からの大気の流入を防いだ状態で、30分以上放置し、採取孔内の土壌ガスを安定させた。

③30分放置後、シリンジで採取管及び導管内の空気を吸引し、採取管内及び導管内に土壌ガスで満たした状態にさせた。



④土壌ガスの採取には捕集バッグを使用した捕集バッグ法で実施した。採取管、減圧ボックス、ポンプを下図のようにつなぐ。捕集バッグは、減圧ボックス内の採取管からの導管に装着した。

⑤運搬及び保管による濃度減少の評価のため、現地において既知濃度の試料(標準ガス)を、④と同様の方法で採取し、テスト用試料を2検体作成した。

(10) 表層土壌調査

①被覆部はコアカッターで除去した。

②ダブルスコップ、ハンドオーガーで土壌を採取した。

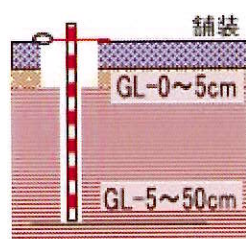
③分析試料は、Aのとおり分取した。

④各調査地点で採取した土壌は、分析室で混合し、分析試料とした。

○ 土壌汚染のおそれが地上の場合

A:(舗装)・舗装下位の原地盤(GL)から50cmの土壌を採取した。

このうち、GL-0cm~5cmの土壌、GL-5cm~GL-50cmの土壌の2試料に分けた。

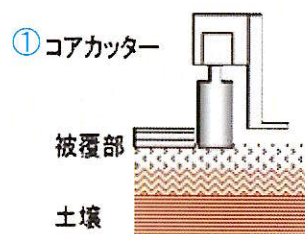


土壌調査に関する資料

(6) ボーリング調査(深度調査)

- ①被覆部はコアカッターで除去した。
- ②土壌汚染のおそれが生じた深度は、地上とした。
- ③簡易式機械ボーリングマシンで土壌を採取した。
- ④分析試料は、下記の深度を分取した。

GL-1.0m、-2.0m、-3.0m



土壌調査に関する資料

3. 結果一覧表

(1) 土壌ガスの結果

物質	ベンゼン
G-1	不検出
G-2	不検出
G-3	不検出

・定量下限値 :ベンゼン(0.05volppm)

・不検出=D.L(定量下限値未満)とは、各々の分析方法で十分信頼性をもって検出することができる被分析物の最小濃度(下限値)未満

・運搬等による濃度減少を評価するためのテスト用試料の分析結果、テスト用試料の既知の濃度と分析結果の平均との差が $\pm 20\%$ 未満のため、濃度補正は行わない。

(2) 土壌の分析結果

表層土壌の分析結果

調査物質/地点	No.1	No.2	No.3	No.4	基準値	単位
鉛(溶出量)	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	0.01	mg/L
鉛(含有量)	定量下限値 未満	17	160	定量下限値 未満	150	mg/kg

※第二溶出量基準適合

・定量下限値未満とは、各々の分析方法で十分信頼性をもって検出することができる被分析物の最小濃度(下限値)未満を示します。

No.3区画における深度ごとの分析結果

深度/地点	No.3
表層土壌	160
GL-1.0m	46
GL-2.0m	定量下限値 未満
GL-3.0m	定量下限値 未満
基準値	150
単位	mg/kg

土壌調査に関する資料

(4) 土壌調査結果図

深度／地点	No.3
表層土壌	160
GL-1.0m	46
GL-2.0m	定量下限値 未満
GL-3.0m	定量下限値 未満
基準値	150
単位	mg/kg

調査時はコンクリート舗装(23cm)で、舗装下を基準深度GL-0.0mとした。

